

令和5年9月25日

令和5年9月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月25日（月）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第52号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第55号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第56号 農用地利用集積計画の合意解約について
報告第57号 農地使用貸借の解約通知について

局長 ただいまより令和5年9月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は6番 山口委員、7番 上田委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第52号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第52号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和5年9月6日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が32件、更新が16件、農地中間管理権の新規が1件、更新が0件で、合計49件、131筆、136,370.72㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第52号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
3件とも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号149について、藍畑字東覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第53号、受付番号149について、説明いたします。
9月16日に廣瀬委員、桑内委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権無償移転の件で譲渡人に会い、内容の聞き取り調査を行いました。
申請地は藍畑字東覚円〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が畑、面積は281㎡です。
譲受人は、現在、農地を所有しておりませんが、下限面積要件が廃止されたこともあり、申請地が自宅に隣接する親名義の農地であることから、申請にいたったとのことです。
申請地は、譲受人の自宅に隣接していることから耕作を行いやすく、自家消費野菜を栽培する予定とのことです。
農機具は、トラクター〇台、軽トラック〇台、ミニバックホーなどを所有、農地を効率的に耕作できると思われまます。
よって、許可相当と思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号149について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号149は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号150について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第53号、受付番号150について、説明いたします。

9月15日に岩本委員、吉浦委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取り調査を行いました。

申請地は浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が田、面積は1,015㎡、有償移転です。

申請地は、以前から譲受人が耕作しておりました。

申請地の西側はコンクリート擁壁で仕切られ、農地を利用する上で水の流入等の心配は無いとのことです。

申請地は、先月に審議いたしました農地と隣接しており、一体で耕作したいとのことでありました。

農地における取水、排水は従来どおりとなり、耕作に問題はないと思われます。私の説明は、以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号150について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号150は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きます、受付番号151について、藍畑字西覚円の担当であります綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第53号、受付番号151について、説明いたします。

9月15日に廣瀬委員と私の2名で申請地に出向き、農地法第3条所有権無償移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取り調査を行いました。

申請地は藍畑字西覚円〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が畑、面積は431㎡と706㎡、合計1,137㎡です。

譲受人は、現在、農地を所有しておりませんが、下限面積要件が廃止されたこともあり、自宅の隣接地及び近隣の農地において、譲渡人が耕作困難となったことから申請にいたったとのことことです。

申請地は、譲受人の自宅付近の農地であることから耕作を行いやすく、自家消費野菜を栽培する予定とのことことです。

また、周辺農家とも良好な関係で、農機具は、トラクター〇台、耕耘機〇台、軽トラックも所有しており、農地を効率的に耕作できると思われま。

よって、許可相当と思われましますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようございませんので、採決をいたします。
受付番号151について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございませんので、受付番号151は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、3件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
以上です。

議長 それでは、受付番号152について、浦庄字国実の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4番 議案第54号、受付番号152について、説明いたします。

9月15日に田幡会長、藤井職務代理、岩本委員、吉浦委員、事務局の片岡主幹と私の6名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と農地法第5条農地転用申請の件で、現地調査及び内容の聞き取りを行いました。

申請地は浦庄字国実〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が田、面積は合計1,187㎡、第1種農地ですが、集落と接続しているため農地転用が可能となっております。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、転用目的は資材置場及び駐車場で、転用理由は資材置場及び駐車場が不足するためです。

申請地は道路より50cmほど低いため、周囲を新設コンクリート擁壁で囲い造成を行います。

雨水の排水は自然地下浸透としますが、大量の降雨があった場合は周囲に雨水があふれ出るおそれがあるため、事務局及び私から集水枡等の被害防除措置を検討していただきたいと伝えております。

申請地は、譲受人が代表取締役を務める土木建設会社に事業拡大のため無償で貸与します。

私の説明は、以上でございます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号152の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第1種農地です。

概ね50m以内に5軒の住宅が存在し、集落接続をしておりますので、町内事業者等が資材置場に転用することが可能であります。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、資材置場及び駐車場で、譲受人が代表取締役を務める土木建築会社の事業量が増加しているため、資材置場及び従業員、来客者用の駐車場が不足するので、売買して転用するものです。

譲受人と土木建築会社は、使用貸借契約を締結します。

申請地は、東側を町道に接しており、ここから資材を運搬します。申請地の南側が譲受人の既存資材置場であることから、資材の運搬に支障はないと思われれます。

造成は山土で盛土し、町道にすりつけます。

町道、資材置場以外は農地と接しております。町道に接する部分以外は新設コンクリート擁壁で囲い、その高さ以内で造成するため、土砂の流出等被害を及ぼすお

それはないとのことです。

雨水は地下浸透となります。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

土木建築会社の預金残高証明書により、事業に対して十分な資金があることが確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、問題はないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号152について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号152は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号153について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第54号、農地法第5条許可申請、受付番号153について、説明いたします。

9月19日に上田武志委員、大西委員と私の3名で申請地に出向き、申請人及び委任を受けた行政書士と現地調査及び聞き取りを行いました。

申請地は高川原字高川原〇〇〇番〇、839㎡、登記地目が田、現況地目が田、譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

転用目的は、自社の資材置場です。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上のことから許可やむをえないと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号153の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

転用目的は資材置場で、譲受人自身が資材置場を所有しておらず、協力会社に資材を置いておりましたが、この状態を続けることが困難となってきたことから、自身の資材置場を確保すべく売買して転用するものです。

申請地は、北側が県道に接しており、ここから資材を運搬します。幅員が13mであることから問題はないと思われま。

造成は県道の高さまで、山土で盛土します。

西側町道には2m手前から高さを合わせてすり付けます。

東側水路、南側雑種地との境界には新設擁壁を設置し土留めします。

土砂の流出等の被害を及ぼすおそれはないとのこと。

雨水は地下浸透となります。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、問題はないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号153について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号153は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号154について、藍畑字高畑西の担当であります9番綱木

委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第54号、受付番号154について説明いたします。

9月20日に桑内委員と廣瀬委員、私の3名で委任を受けた行政書士と農地法第5条による農地転用について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が畑、1,903㎡の内、449.57㎡を転用します。

土地の借人は、現在アパートに居住しておりますが、子が誕生し手狭となったため、住宅用地に転用し分家住宅を建築するものです。

申請地の北側と西側は町道、南側と東側は農地です。

上水道は、貸人の既設給水メーターから敷設替えを行い引き込みます。

生活排水は、浄化槽から北側町道の側溝を通して神宮入江川に流すとのことです。申請地の区域には土地改良区、水利組合はありません。

徳島県に提出する開発行為許可申請書の写しが添付されております。

造成は、周囲を新設擁壁で囲い、町道の高さに合わせて盛土するため、土砂の流出はなく、周囲の農地に影響はないとのことです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上のことから許可やむを得ないと思われまますので、審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号154の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された第1種農地で、概ね50m以内に4軒の住宅敷地が連たんし、集落接続しております。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

転用目的は分家住宅です。

申請地は、北側と西側が町道です。南側と東側は一部転用の残地となる農地で新設擁壁を設置します。

土砂の流出等で、周囲の農地に影響を与えることはないとのことです。

上水道は、申請地南西の貸人の既設給水メーターから敷設替えを行い引き込みます。

生活排水は浄化槽を通して、北側の町道側溝に流します。末流は神宮入江川となります。

町道に関する工事については、建設課と協議済みとのことです。

申請地が属する土地改良区や水利組合は無いとのことです。

開発許可申請について協議が進められており、申請書の写しが添付されております。

す。

住宅建築に十分な資金があることを融資証明で確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号154について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号154は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第55号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第56号 農用地利用集積計画の合意解約については、6件受理しました。

報告第57号 農地使用貸借の解約通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(14番大西委員挙手)

14番 報告第56号で、6件中の5件が同一借人の合意解約です。

相当の面積の農地が耕作されなくおそれがありますが、解約後の状況はどうなっていますか。

事務局 地区担当の農地利用最適化推進委員に代わりの耕作者を探していただきました。

産業経済課の農用地利用集積計画担当によりますと、解約された農地は、ほぼ耕作者が見つかったとのこと。

議 長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年9月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。